

第2回静岡市・由比町合併協議会

会 議 録

平成19年9月6日
静岡市・由比町合併協議会事務局

- 1 開催日時 平成19年9月6日(木)午後1時30分から
- 2 開催場所 ホテルセンチュリー静岡 5階「センチュリー」
- 3 出席者 <出席委員>
小嶋会長、望月副会長
鈴木委員、剣持委員、青木委員、横尾委員、市川源委員、藤浪委員、
佐藤委員、岩邊委員、小倉委員、豊島委員、市川彰委員(全13名出席)
- 4 議題
 - (1) 協議
 - ① 基本項目について
 - ② 法による特例項目について
 - ③ 一般項目について
 - ④ 合併基本計画について
 - (2) その他
- 5 会議内容 以下のとおり

○事務局 それでは皆様、定刻となりましたので、ただいまより第2回静岡市・由比町合併協議会を開催いたします。

なお、本日の会議には委員全員のご出席をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

それでは、会議の開催に当たりまして、会長から一言ごあいさつ申し上げます。

○会長（小嶋善吉） 皆さん、こんにちは。台風が近づいている折でございますけれども、お帰りは、気をつけてお帰りいただきたいと思います。ここにいる間は絶対安心ですから。

第2回静岡市・由比町合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

さて、前回の協議会では、「合併の期日」を除いた基本項目について、すり合わせ方針を決定していただきました。本日は、「合併の期日」や「法による特例項目」、「一般項目」、「静岡市・由比町合併基本計画の中間素案」について、すり合わせ方針を協議、決定していきたいと思います。

なお、前回、協議に当たっての基本的な考え方をお諮りし、決定していただいたとおり、由比町が静岡市に編入することを踏まえ、各項目については、基本的には、静岡市の制度、取り扱いに統一することを基本方針として協議をしていただきたいと存じます。

本日は、多数の項目を協議する予定でありますので、限られた時間の中で委員の皆様方には円滑な議事運営にご協力とご理解をいただきますようお願い申し上げます。冒頭のご挨拶とさせていただきます。

○事務局 ありがとうございます。

次に、報道関係者の方にお願ひ申し上げます。これより議事に入りますので、カメラ等によります撮影につきましては、所定の壁際、そちらに看板が立っておりますけれども、そちらの方でよろしくお願ひいたします。ご協力のほどお願ひいたします。

また、委員の皆様方には、議事録の作成の関係上、お名前をおっしゃってからご発言くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入ります。議長であります会長に進行をお願ひいたします。よろしくお願ひします。

○会長（小嶋善吉） それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

事前に事務局から資料を送付してございますが、まず、前回決定しました基本項目の確認報告を行います。その後、継続協議となりました「合併の期日」及びこれと関連が深いと思われる「法による特例項目」について、事務局から説明をさせます。そして、「合併の期日」と「法による特例項目」について、あわせて協議をさせていただきます。その後、「一般項目」や「合併基本計画」について事務局から説明を求め、協議をするということで進めさせていた

だきたいと思います。

○会長（小嶋善吉） それでは、「基本項目」及び「法による特例項目」について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明をさせていただきます。

前回、8月3日に開催の第1回合併協議会で決定いたしました「合併協議に当たっての基本的な考え方」及び「基本項目」の4項目につきまして、委員の皆様にご確認いただくということでご報告させていただきます。

まず、合併協議に当たっての基本的な考え方といたしましては、合併の方式が編入合併であることから、「各種協議項目については、基本的には静岡市の現行の制度、取り扱いに統一すること」、また「可能な限り合併協議を効率的に進め、早期に結論が得られるようにすること」、そして「その経過や結果について住民周知に努めること」を決定していただいております。

次に「基本項目」でございますが、資料の1-1ページをご覧ください。1の「合併の方式」は、「庵原郡由比町を廃し、その区域を静岡市に編入するものとする。なお、同区域は清水区の区域に編入するものとする。」、3の「合併後の市の名称」は「静岡市とする。」、4の「合併後の市の事務所の位置」は「静岡市の現在の事務所の位置とする。」、5の「財産及び公の施設の取扱い」は「由比町の財産及び公の施設は、すべて静岡市に引き継ぐものとする。」と決定していただいております。

以上、ご報告いたします。

それでは、本日の協議項目に入らせていただきます。

資料の1-2ページをご覧ください。

「合併の期日」の考え方についてご説明をいたします。期日の決定に当たりましては、前回もご説明をいたしましたが、住民生活への影響、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理や引き継ぎなどの利便性を総合的に勘案して判断する必要がございます。また、平成22年4月1日以降の合併につきましては合併新法の適用がございません。

具体的に申し上げますが、①の市民生活の影響につきましては、行政のサービスなどは年度で切りかわることが多いことから、合併の期日を年度の途中と年度がわりとで比較した場合は、年度がわりの方が住民に与える影響は少ないものと考えられます。②の首長・議会の選挙につきましては、それぞれ任期が記載のとおりであり、現時点におきましては、静岡市議会議員の選挙が平成21年3月中と想定されますことから、合併の期日の決定に当たっては、このことを留意する必要があると考えられます。③の合併時の事務処理や引き継ぎにつきましては、基本的には各種制度を静岡市の制度に統一することから、事務事業調整に要する時間の面では大きな問題はないものと考えられます。

なお、前回の会議の際に、「なるべく早い時期の合併を要望する」旨のご意見がございました。

た。そこで、合併の準備の上で最も時間を要する電算システムの移行作業に必要な期間を内部で検討いたしました結果、6カ月程度を要することを確認しております。協議会のスケジュール調整や、本年の11月議会に廃置分合議案を提出し、議決を受けるなどの条件を整えば、平成20年10月以降の期日の合併は特段の支障がないものと考えております。

参考までに、合併新法下において県内で協議されました合併の期日の状況は2の表のとおりでございます。電算システムの円滑な移行を考慮して期日を設定しているケースが多く見受けられます。

なお、静岡市の過去の合併においては、静清合併におきましては4月1日、蒲原町との合併は3月31日と、いずれも年度切りかえ時としております。

次に、「法による特例項目」について説明をさせていただきます。

資料の2-1ページをご覧ください。法による特例項目として、五つの項目につきまして、その概要を簡潔に記載してございます。

2-2ページをご覧ください。6の「市議会議員の定数及び任期の取扱い」ですが、議会の議員の定数は、地方自治法の規定により人口を基準として算定されますが、合併新法では、合併後の議員の定数や在任期間にかかる特例措置を定めております。ここでは、編入合併の場合の定数特例と在任特例の説明を記載してございます。定数特例、在任特例の内容につきましては、次の2-3ページの図を使ってご説明いたします。

まず、年度切りかえ時、想定されます平成21年3月31日、または4月1日を合併の期日として、特例を適用する場合の例をご説明いたします。一番上の1-(1)定数特例につきましては、編入される由比町の議員定数を人口割で算出し、合併後に由比町を区域として増員選挙を行うものであり、これによりますと、由比町から1人、静岡市の議員の残任期間中、定数特例を適用することができます。ちなみに、残任期間は約4年間となります。次の1-(2)定数特例プラス定数特例は、1-(1)の増員選挙に続く最初の一般選挙におきましても定数特例を適用することができるものでありまして、その期間は、先の残任期間4年間に加え、4年間がプラスされることとなります。2-(1)在任特例は、合併時の由比町の議員全員が、静岡市の議員の残任期間中、在任できるというものでございます。2-(2)の在任特例プラス定数特例は、2-(1)の在任特例と1-(2)の一般選挙による定数特例を組み合わせたものでございます。

続いて、任期終了前6カ月以内の場合でございますが、まず資料の2-2ページをご覧ください。中段の枠で囲んだ部分に記載のとおり、公職選挙法では、「議会の議員の増員選挙は、当該議員の任期が終わる前6月以内にこれを行うべき事由が生じた場合は行わない」となっております。2-4ページの図を使ってご説明いたしますと、静岡市議会議員の任期が平成21年3月末であることから、1-(1)にあるように、平成20年10月から静岡市議会議員の選挙以前までの期間が合併の期日となった場合は、定数特例は適用不可となります。1-

(2)にあるように、合併後最初の一般選挙においては適用が可能です。(2)-1、(2)-2についての説明は省略させていただきます。

以上、「市議会議員の定数及び任期の取扱い」につきましては簡単にご説明いたしましたが、第1回の協議会で「合併協議に当たっての基本的な考え方」として、「基本的には静岡市の制度取扱いに統一する」ことを確認させていただいておりますので、この考え方に基づくすり合わせ方針案は、2-2ページの上段に記載のとおり、「市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は適用しない」としてございます。

次に、2-5ページをごらんください。7の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についてご説明いたします。

まず、2-6ページで、農業委員会の概要について簡単にご説明いたします。農業委員会は、地方自治法及び農業委員会等に関する法律に基づき、一定以上の農地面積のある市町村に置かなければならないものとされておりまして、主な所掌事務は2に記載のとおりとなっております。農業委員会の委員は、3に記載のとおり「選挙による委員」と「選任による委員」とで構成されております。選挙による委員は、(1)に記載のとおり静岡市は40人、由比町は10人となっております。また、選任による委員は、(2)に記載のとおり静岡市は農業協同組合推薦3人、農業共済組合推薦1人、土地改良区推薦委員1人、議会推薦4人の計9人、由比町につきましては、農協推薦1人、議会推薦3人の計4人となっております。

農業委員会についての概要説明は以上とさせていただきまして、2-5ページに戻っていただきまして、特例制度の内容についてご説明をさせていただきます。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いといたしましては、合併後の市町村に複数の農業委員会を置く場合と、一つの農業委員会を置く場合とがございまして、ここでは、合併協議の基本的な考え方、また、一般的な原則であります編入合併後に一つの農業委員会を置く場合の特例についてのみ、その概要をご説明いたします。

合併新法におきましては、合併後に一つの農業委員会を置く場合、定数のほか、選挙による委員のうち40を超えない範囲で定めたものに限り、引き続き合併市町村の農業委員会の委員として在任できるとされておりまして、つまり、由比町の10人の委員のうち、定められた人数につきましては静岡市の農業委員会の委員の残任期間、平成22年3月31日までの間、合併新法を適用すれば委員として在任できることとなります。農業委員会においても、合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案は、市町村の合併の特例等に関する法律は適用しないとしてございます。

2-7ページをごらんください。8の「地方税の取扱い」についてご説明をいたします。

資料の記述部分にございますように、地方税の賦課に著しい不均衡があり、合併により直ちに均一の課税をすることが、かえって住民の負担にとって衡平を欠くと認められる場合には、合併新法の規定により、合併した年度及びこれに続く5年度までの間は、その衡平を欠く程度

を限度として、課税しないこと、または不均一の課税をすることができるとされております。静岡市、由比町における地方税の税率等の比較は、下段の表のとおりとなっております。このうち、協議が必要なものといたしましては、太枠で囲んでございます事業所税、都市計画税になります。

まず事業所税でございますが、これは人口30万人以上の市に所在する事務所、事業所に課税されるものでございまして、現在、旧静岡市では課税されておりますが、由比町においては課税されておられません。旧清水市及び旧蒲原町につきましては、記載のとおり合併後の課税免除を適用しております。

その下の都市計画税でございますけれども、原則として市街化区域の土地や家屋を対象として課税される税でございますが、静岡市では課税標準額に対して税率0.3%、由比町では課税をしておりません。旧蒲原町の区域につきましては、記載のとおり不均一課税を適用しております。

続きまして2-8ページをごらんください。都市計画税の取り扱いに関連して、静岡市が政令指定都市であることから、由比町の都市計画区域につきましては、都市計画法に基づき、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きを行わなければなりません。その結果、由比町の一部の地域が市街化区域となり、特例を適用しない場合は、図の下から2番目のように都市計画税は税率0.3%が適用されることとなります。

なお、市街化区域にある農地は、固定資産税、都市計画税について、原則宅地並み課税となるわけでございますが、合併新法などの現行制度では、下段の図の上から2番目のように、5年間の農地に準じた課税がなされた後、さらに4年度間は段階的な軽減措置がとられることになっております。合併協議に当たっての基本的な考えに基づくすり合わせ方新案は、「市町村の合併の特例等に関する法律は適用しない。」としてございます。

2-9ページをごらんください。9の「一般職の職員の身分」についてご説明いたします。

編入合併の場合、編入される市町村の職員は、勤務していた市町村の法人格が消滅するため、失職することになります。合併新法の規定により、合併関係市町村は、その協議により、一般職の職員が引き続き職員として身分を保有するように措置しなければならないと定められております。また、合併市町村は、職員の任免、給与その他の身分取り扱いにつきまして公正に処理しなければならないとされておまして、合併後の任用制度、給与、その他の勤務条件に関して著しい不均衡が生じないように配慮することが求められています。したがって、合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案は、「由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与、その他の身分の取り扱いにつきましては、不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。」としてあります。

2-10ページをごらんください。10の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」についてご説明をいたします。

この表は、合併に伴い特例として設置することができる地域審議会と地域自治組織を各区分ごとに比較表としてまとめたものでございます。ここでは、主に地域審議会と地域自治組織に大きく分類し、目的と権限についての相違点を簡単にご説明いたします。まず目的でございますが、地域審議会は、合併に対する住民の懸念や不安の解消を図るものでございまして、一方、地域自治組織は、行政と住民との相互の連携を図るものであります。一部、地域審議会の目的をあわせ持ったものもございます。次に権限でございますけれども、地域審議会は、長の諮問に対する審議、また意見を述べるができることに対し、地域自治組織は、協議会を設置し、諮問に対する審議や意見を述べるができるほか、事務所や区長、職員を置くことができ、定められた事務を取り扱えることとでございます。

なお、合併基本計画との関連もございまして、今回作成します合併基本計画は、合併旧法での合併協議時に作成をいたしました建設計画と異なりまして、合併特例債などの財政措置がないことから、現由比町の住民参加による総合計画をもとに合併基本計画は作成されることとなります。したがって、懸念や不安を与えるものではないと考えております。また、静岡市では区民の参加により、魅力ある地域づくりを推進することを目的に、区民懇話会という組織を平成17年度から各区に設置をしております。このような組織や各種の審議会などに由比地区からも積極的に参加していただくことで行政との連携も十分に図ることができるものと考えられます。

なお、区制をしいている政令指定都市におきましては、区の中に自治区を設けることは屋上屋を重ねることとございまして、ふさわしくないものと思われま。

このようなことから、今回の合併においては、地域審議会及び地域自治組織の必要は少ないと思われまますが、合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案は、「地域審議会及び地域自治組織は設置しない。」としてございまして。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○会長（小嶋善吉） それでは、まず「合併の期日」につきまして、皆さんのご意見を伺いたいと思ひます。ご発言をお願ひいたします。

○委員（岩邊泰） 岩邊委員でございます。

由比町長は、私見として断りつつも、町長選挙とかあらゆる機会をとらえて、静岡市との合併につきましては、平成21年3月31日までは合併をしたいということを、常々いろんな場で発言してまいりました。由比の町民は、いわゆる今回の静岡市との合併につきましては、町長が私見として断ったその期日の21年3月31日というのが合併の期日だと思ひ込んでいる住民も、実際、多々あります。第1回の協議会の中で、静岡市さんから、できるだけ早い時期の合併をという声に対して、私どもも当然それには応えていきたいと思ひますが、住民感情としては、合併の時期についてその辺を意識しておりますが、静岡市さんとしては、今回の時期を具体的にいつにするかという考えがありましたら、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○委員（鈴木和彦） 静岡の鈴木です。

一番最初の委員会のときに申し上げたんですけど、協議会をつくるに当たって、町長さんがおっしゃった21年3月31日というのがひとり歩きされてると困りますねという話をさせていただきました。それで2回目を迎えるわけですけど、私どもとしては、富士川町さんが富士との合併で11月の1日ということを決めてあるようですね。そうしますと、一部事務組合の関係もこの時期にできればいいなというふうに思っていました。ただ、事務的に、コンピューターの関係やらがどうなるかなと思いましたが、冒頭、事務局から説明があったように10月にはOKだよということになると、私はやっぱり11月の1日の一つのめどになるなというふうに思っています。

というのも、21年の3月31日までに市議会の選挙があるわけですね。そして、由比町さんが、この合併が決まれば、その清水区の定数、葵区の定数、駿河区の定数も人口割で多分変わっていくと思うんですね。それを議会で議決しなければなりませんので、そうすると、通常の11月議会でその定数を決めるということになれば、住民の皆さんにも、その周知期間を含めて一番手続上はスムーズにいくという風に思っていますので、できれば11月1日というのが、20年の11月1日というのが適当ではないかなという風に思っています。

○会長（小嶋善吉） ほかにご意見ございませんか。今の鈴木委員の意味、わかりました、今おっしゃったこと。

○委員（岩邊泰） ありがとうございます。

今、鈴木委員の発言によりまして、静岡市さんが求めている合併の時期につきましては、11月1日ということに理解をいたしますけれども、由比町としては、委員がおっしゃった理由はさておいて、由比町も、例えば20年の11月以降の、結構メインな行事を抱えております関係で、非常に、11月1日に前倒しにするということには、住民感情としても、なかなかうまくいかないような気がしております。議会の方、私、直接は関係ないんですけども、議会の方も12月定例議会がありまして、町を最終的に閉めるとすれば、120年の長い歴史を閉めるにふさわしい時期をとらえていきたいという気持ちが多々ございます。今、由比町の歴史を編纂する町史の編纂作業も行っておりますけれども、その作業も、できるだけ早い時期にということに作業を進めれば間に合わないこともないんですけども、それやかれやありまして、私どもとしては、11月1日までに前倒しにするということにつきましては、ちょっと無理かなという気がしているんですけども、その辺を意見として申し上げたいと思います。

○委員（剣持邦昭） 剣持です。

今の岩邊さんのご発言、私も、由比の長い歴史、伝統文化の中で町を閉じるという面でのイベント行事をぜひ実現するために、11月1日というご希望のようですね。今、富士市と富士川町、これも合併協議進んでいます。静岡市としては、今、一部事務組合の関係で、蒲原病院の問題とか消防組合、あるいはごみの問題とか事務組合の問題をやっております。やはりこれ

らのことをまず考えた場合に、富士川町がやはり富士市と合併する期日が11月1日という風にもう設定して、今、合併協議が進んでいるということを考えたときに、できるならばこれに合わせる形で、そういった問題も一緒に処理していくという形が一番スムーズな移行につながっていくのではないかなと思っています。

それともう一つ、今、鈴木委員がおっしゃられた、私どもの選挙が21年の3月ということで、もし1月1日付となった場合、それから議員発議で議会を開いて、定数、要するに区割りの定数を決めなくてはならない問題があるわけですね。正月早々すぐまた議会を開いて、それで区の定数を決めて、それで住民告知となるとかなり日程的に押し詰まってきて、十分その周知が、新しい選挙制度での仕組みで、蒲原、由比を含めた清水区全体も関係してきますので、その辺が一抹の不安がありますもので、できるならば、先ほど事務当局が10月中にはある程度いろんな、特に電算化の問題なんかが一番課題のようですが、それもクリアーできるだろうということであるならば、逆に11月1日にして、由比の新しい、その長い歴史の合併のスタートとこんなふうな形もいかなもののでしょうか。

○会長（小嶋善吉） 今、突き詰めていくと11月1日と1月1日と、二つの意見に大体なつたんですが、どうしてそうなのかという中身の議論がやっぱり大事だというふうに思うんですよ。今、静岡側の委員の申し上げたように、もう3月にすぐ選挙が、市議会議員選挙があるわけですね。そこから逆算すると、ちょっと1月では厳しいのかなという心配をこっちはしているんですけどね。その辺はひとつ、あれは臨時議会を開かないといけないでしょう。1月早々すぐ臨時議会を1日か2日開かないと、1日では済まないな、それがあつたんです。11月ですと、12月の定例議会で条例改正、定例議会でできるものだから、そうすると、スムーズに選挙の準備ができていくんじゃないかなということを心配されているんで、その辺もひとつご理解いただければというふうに思いますね。

○副会長（望月俊明） 副会長の望月でございます。

私の私的な発言の中で、21年3月までにという形で私も町民に説明しやすくしてきたつもりであります。それがやはり町民の一つの合併の期日の基準のような形になってしまつたということについては、お詫びさせていただきたいと思っております。1回目の協議会の中で、できるだけ早いということの中で合意がなされているということでもありますので、それに沿って私も調整をしてきているつもりであります。ただ、線引き作業を今急がせていただいております。一昨日も議会がありまして、いろいろと合併の期日についての質問等もあつたんですけども、やはり建設課長に命じまして、できるだけ早くその調整をするようにということ作業は進めておりますけれども、今の状況の中で最大に急がせていった場合に、何とか11月1日に間に合わせるという形では指示してありまして、それには間に合うような形になると私は思っております。

しかしながら、それを一つ一つ線引きをした中での、都市計画区域の中での市街化区域の農

地など、例えば宅地並み課税の問題の住民に対する説明会を開くだとか、それから、1筆ごとの整形等があるんですけれども、それらに対する課税をしていくというようなことについての説明をしながら住民に周知していくといった周知期間を少し考えさせていただくと、非常に前倒しをして作業を進めることは結構でありますけれども、余りに急ぐために、もしミス等が起こったときに、もう町は閉めているというようなことが起きたときに非常に心配になるなど、そういうことが一つ考えられております。

ですから、富士川町が富士市と合併をする11月1日、これは当然一つの基準になるなどということは私も思っておりますし、一部事務組合も、そのときに整理していくというような考え方も正しい考え方でありまして、特に蒲原病院の問題については、環境衛生組合とか庵原消防署の問題とは違って、ちょっと時間も要するかなというようなこと、それと、一部事務組合も大事でありますけれども、町に残されている仕事、それをしっかりと片付けていくということも私は大事ではないかなということで、できれば少し余裕をいただきたい。

それから、電算システムの移行も、正月休み等が一番よろしいというようなことも聞いているというようなこともありますし、いろいろな面で、先ほど、町の行事のことについては前倒しをしてやることはできますけれども、明治22年に町制が施行されて120年を閉じる、そして合併の機運、すべてこうして燃え尽くして静岡市にお世話になるんだというような、町その閉めるに当たってのセレモニーではございませんけれども、そういう機運等も含めていくと、議会としても12月議会を終わりとて閉じていきたいというような考えもあるように聞いておりますので、その辺について一つの期日をご検討願えればありがたいなというふうに由比町は思っております。

○会長（小嶋善吉） ほかの方はいかがご意見はございませんか。

○委員（鈴木和彦） ただ猶予をという話なんですけど、そのいつという話がね、剣持さんはたまたま1月1日と、どこから話を聞いたのかちょっとわからないですけど、1日という話がありましたけど、そうするといつごろという希望というか、由比町さんとしてはいつが。

○副会長（望月俊明） 副会長の望月でございます。

由比町としていろいろと皆さんとお話し、検討してきた結果としては1月1日を希望させていただきたいというような考えが大勢の委員の皆様から出ております。

○委員（鈴木和彦） 鈴木ですけど、何か1人ですみません。

その1月1日というスケジュールの中で、けじめとしてはそれがいいのかもしれませんが、さっき申し上げたように、その由比町さんが合併することによって定数が変わってくるんですよ。今、予想されるのは、私どもは葵区なんですけど、葵区の人数が一つ減って清水区が一つふえるという可能性があるわけですよ。というのは、3月の選挙を控えて、これすごく大事なことなんですよね。このことをやっぱり市民に早く周知をして、そして通常の選挙に向かっていくということの作業というのは、そう簡単なことではないと思うんですね。ですから、

そこをやっぱり由比町の皆さんにもぜひご理解をいただいて、その11月1日にできるだけ間に合うように、いろんな作業を進めていただくようにぜひお願いしたいと思うんです。

線引きの関係も多分あるかと思いますが、税がこれからどういう協議になるかわかりませんが、多分、延長していくといいますか、ということになるかと思いますが、そうすれば、そのこともあわせて作業が進められると思いますので、これは臨時議会を開くというのは、さっき市長も言ったように、1月中にその臨時会を急遽開いて、2月にはもう定例会を控えているという作業が、ここはぜひご理解をいただきたいというふうに思うんですけど。お願いをしたいと思います。

○副会長（望月俊明） 協議で決めることでありますので、意見としては述べさせていただいておりますけれども、これで皆さんが決めていただければよろしいんですけども、前回も大変皆様方にご迷惑かけて、合併協定書の締結までして、ご迷惑かけてしまったと、その中にもいろいろあったわけでありまして、ただ一つ心配しているのは、前回のようないことはもう絶対ない、必ず合併は実現させますけれども、宅地並み課税の問題でありますとか、いろんな問題が途中からちょっと浮上しまして、非常にその議論が結構あったように感じております。また、それらの方から、途中から反対の声なども出てきたりして、非常にそういうことに、住民にちょっと配慮をいたしますと、しっかりとその辺についての説明会ですか、住民説明会等も間違いなくしっかりとやっていきたいなというような気持ちを持っております。

ですから、線引きをして一つ一つの筆が出て、その筆の整形等についての課税評価等もしながら、住民に説明していく作業が果たしてどうなのかという、気持ち的に余裕を持っていかないと、非常に、前回の二の舞ではないですけども、住民説明会をしっかりとする必要がありますなという形で当局としては思っていることは確かであります。しかし、静岡市さんの方で何とか早くしろというようなことであるならば、話し合いの中でこれは決定していけばいいことでもありますけれども、由比町の当局としては、それなりの心配は今あるところであります。

それと、早く定数が変わるということを市民に周知して、議会の中の変更の議決をいただくというような作業も非常に大事であるということでもあります。それと、期日が決まれば、もうその時期に合わせて、こうして条例も変わっていくんだなということがあることだと思いますので、私どもとしては、本当に申しわけないんですけども、もし臨時会等が開催が可能であれば、そういうことも含めてお願いだけはさせていただきますけれども、もしそれでは、静岡市さんがそれではだめですよというようなことであれば、これからまた話し合いの中で、それは聞いていく気持ちの準備は十分ありますので、そういうふうにおとどめ願いたいと思いますけれども。

○会長（小嶋善吉） ほかの委員の方の意見をちょっとお聞きしたいんですけど、どなたか。

○委員（横尾泰治） 由比町議会の横尾です。

今、由比町の方からの意見を出させてもらったんですが、今、その合併の期日が、剣持委員

の方から1月1日と出てきたんですがね、本当は3月31日ということをお願いしたいと思っ
たんですが、今、町長も出ましたからね、それは1月1日でいいと思うわけです。

それで、実際に選挙が、これを見ますと21年の3月の末にあるわけですね、市議員が。
今、合併の期日が1月ということになりますと、これは21年の1月でからね、3月の市会
議員の選挙となりますと2カ月しかないわけですね。それは確かに期間がないということもわか
りますけれども、今ここで合併の期日を21年の1月で決めるということは、廃置分合はこれ
からで最終的に決まるわけですね。廃置分合をここで確実に決定しますから、そこからもう動
きができると思うわけですね、選挙に対しての対応は。だから合併の期日から対応するじゃな
くて、そういう意味では、今ここで合併の期日を決めてもらえば、例えばその仮に1月の1日
に決めてもらえば、それからまたその準備ができますから、その辺もまたひとつ考えてもらい
たいと思うんですが。

もう一つは、先ほど岩邊委員の方からも言いましたけれども、由比町も120年からの歴史
がありまして、来年閉めるわけですね、町を。それと、もう一つは区切りのいいのは、日常の
町民の生活はやはり1月から12月ということになっているわけですね。ですから、そういう
ことで非常にやはり区切りがいいという感じがするわけです。11月1日というのも一つの方
法かも知れませんが、それはちょっと、その辺の根拠がわかりませんが。ですから
12月であるとか、あるいは年度末の3月とか、年度初めの4月ですね、こういうところがや
っぱり区切りとしては一般的にはいいじゃないかと思ひまして、今の、ですから、最初に申し
ました選挙への対応は、これは合併協の中で決まれば、大体方向として動きができるのではな
いかと思うわけです。そういうことで、その辺もひとつご配慮をお願いしたいと思います。

○会長（小嶋善吉） ほかの方、ご意見ございませんか。

○副会長（望月俊明） ちょっとよろしいですか、由比町の望月でございますけれども。

この期日について、余り、私、お願いはしているんですけども、やはり私の気持ちの中
でもっとお願いしていききたいことが、正直に申し上げますけれども、こういう場で由比町の思
いをお願いしていききたいなという項目があるわけでありまして、したがって、余りこの問題で
する、これも大事でありますけれども、議論させていただきたいこともありますので、もしよ
ろしければ、この問題はちょっと置かせていただくような形で、次に進ませていただくような
ことはできないでしょうかね。

○会長（小嶋善吉） じゃあ、ちょっと休憩させてください。10分間休憩します。

（休 憩）

○会長（小嶋善吉） それでは、休憩前に続きまして再開をさせていただきます。

今、合併の期日につきまして、ちょっと打ち合わせをさせていただきました。これは、あと

休憩をもう一回とりますので、その後、再開のときに再度議論をさせていただいて、この次の問題に移っていきたいというふうに思いますが、よろしいですか。この辺は、私にひとつ議事運営を任せていただきたいと思います。

○会長（小嶋善吉） それでは、今度は6だな、そうだね。それでは、「法による特例項目」のうち、6番目の「市議会議員の定数及び任期の取扱い」について、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

○委員（岩邊泰） 岩邊でございます。

合併により区役所の位置が遠くなるということもありますし、住民の声を反映させるために、由比地域から市議会議員を1人送ることができるという定数特例の適用につきまして、私どもは、できれば認めてもらいたいという考え方で意見を申しますけれども、静岡市さんの考えとしては、特例制度は適用しないということで考え方を示されておるんですけども、この考え方につきまして、ちょっとご説明いただくと幸いだなと思っております。よろしく申し上げます。

○会長（小嶋善吉） これは、公職選挙法によりまして市議会議員選挙、3月いっぱいにありますね、その6カ月前までにおいては増員選挙を行えないということになっているんだそうです。だものですから、自動的に、実はこの定数特例はできないという。

○委員（岩邊泰） 1回目の定数特例はなくても、2回の定数特例ということになると、それ以降のところでは認める制度というのはないのでしょうか。

○会長（小嶋善吉） 市議会議員選挙の後ですか。

○委員（岩邊泰） はい。

○会長（小嶋善吉） それはちょっと批判は出るのではないかなと、ちょっと私が意見を言うてはいけないので。

○委員（市川彰） 県の総務の市川でございますけれども、制度的にはそれはないわけではない、法律の中には書いてあり、認められるものではあるとは思いますが、ただ、現実にかどうかということになりますと、これは余り使ってる例はないということでございます。大体協議をしていく場で決めていくんですけども、その合併後に、またその定数特例を使うということは、まず余り考えられないというふうにお考えいただいた方がいいかと思います。

以上です。

○会長（小嶋善吉） よろしいですか。そのほかにご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、今のことで確認のためにお諮りいたしますが、皆さんの顔を見てると大体よさそうでありますので、お諮りいたします。市議会議員の定数及び任期の取扱いについてですが、事務局説明にもありましたとおり、公職選挙法上、市議会選挙の6カ月前までにおいては増員選挙を行えないということなどを踏まえ、すり合わせ方針どおり、「市

町村の合併の特例等に関する法律は適用しない」ということにしてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） はい、ありがとうございました。そういうことで決定をさせていただきます。

○会長（小嶋善吉） 次に、7番目の「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」について、皆さんのご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

○委員（青木仁） 私は農家ですから、農業委員が欲しいことは事実なんですけれども、私たちの町は一次産業が非常に盛んな町でございまして、漁業・農業が盛んな町でございます。最近のミカンの低迷によりまして、農家の方は大分少なくなってまいりましたけれども、それでも360戸とか、町でも農家という形でもって頑張っておりますので、農業委員というものは、これから静岡市にご厄介になるにしても、合併するにしても私は必要だと思っておりますので、できたならば、やはり特例で、その全員を置くとかとか何とかいうことは私は考えておりませんけれども、やはり1人や2人の農業委員というのはこれからも必要であると私は考えておりますので、ぜひその辺を市の皆様方にもお考えいただければありがたいと思います。

○会長（小嶋善吉） ほかにご意見はございますか。

○委員（剣持邦昭） 静岡市と蒲原と合併して、蒲原で今たしか農業委員3名ということだったと思うんですね。したがって、今、由比の農業委員が全部で何人いるかはちょっとわかりませんか、え、10人ですか。やはりそれは決められた法律、法律というか農業委員会法というか、そういった中で人口の農業委員の定数がありますので、決められた中で定数はあるとしてもね、合併による特例というのはどんなものかな。だから現行どおりの、すり合わせどおり特例制度は適用しないということでもいいじゃないですかね、と思います。

○会長（小嶋善吉） 現在の農業委員会委員の任期は22年3月ということに実はなっております。定数が40人、全体で40人、ですから、そのときに戸数割なのか、15が戸数ですね、で割り振られたので選んでいただくのがいいんじゃないかなとそういうことですか。いいですか。

○委員（青木仁） その辺はよくね、わかりますけれども、やはりここでゼロになっちゃうということはちょっと寂しいなという気がするものですから、その辺をどういう形かでお考えいただければありがたいということでございまして、これをどうしても置かなければならないということではございませんけれども、やはり由比町の農家を考えると、一次産業の盛んな町であったが、今は確かにミカンは衰退しておりますけれども、欲しいなという私、2年間もなくなっちゃうわけですから、このままになりますとね、その辺を考えていただけないのかなとということでございまして、どうしても。

○会長（小嶋善吉） 1年、だから1年ちょっとですね。

○委員（青木仁） 1年ちょっとですね。

○副会長（望月俊明） 副会長の望月です。

私は、町の方の農業委員会の会長を仰せつかっているんですけども、今、うちの方の青木議長からも話がありましたけれども、一次産業の町ということで、農業がずっと盛んできたわけでありまして、農地に対する思いもいろいろあるわけでありまして、その利活用等について、農業委員会で慎重に議論をしながら転用を認めているんですけども、そうしたやり方が、ずっと由比町でしてきたことだものですから、由比町としては、では、これから静岡市農業の委員会でのどのような転用を、由比町からの事案になるのかなどということ心配している農業委員さんもありますけれども、基本的には、もう静岡市さんの制度に統一するという形で私どももおりますので、この辺については、私はお願いしたい気持ちはありますけれども、会長として、今回の合併協のすり合わせの中では非常に難しいですよということを農業委員会で申し述べてきているつもりでありますので、皆さんの判断でよろしいかと私は思います。

○会長（小嶋善吉） それでは、これは次回に持ち越したいと思います。決めちゃいますか。

○委員（青木仁） 法的にここでできないということならばね。

○会長（小嶋善吉） いや、法的にはできないことないんだけど、話し合いで決めるわけだけども。

○委員（青木仁） 法的の中でできないということならば、ここであえて持ち越しして、きょう協議しなくても結構なんですよ。でも、私の考え方は、一次産業が盛んな町であったので、ここでゼロにしちゃうわけにはいかないの、1年間にしても2年間にしても、できたならば、そういう形で残していただければありがたいなということでございますので。

○副会長（望月俊明） 議長、よろしいですか。青木委員の方からいろいろ申し述べていただいておりますけれども、全くそのとおりであります、今回の合併協議会の中で、私たちもお願いすべきことがいろいろあるわけでありまして。農業委員会の委員を由比町から選んでいくということも非常にこれは重要な問題でありますけれども、私も農業委員会の方へは、「こういう状況であり、非常に1人の特例を認めていただくについても厳しいですよ」というお話をしてくれているつもりであります。ですから、この件につきましては、静岡市さんはお認めいただけるようなことはないんじゃないかなんていう感じも見えますけれども、認めていただければ、これは大変ありがたいですけども、その辺についてはもう一度ご発言していただいてね、まとめたいと思います。

○会長（小嶋善吉） 今、お話を聞いていると、ちょっと困ったなという気持ちがあります。1年ちょっとですからね、また持ち帰ってという気持ちにも今なっているんですけど、1年いよいよ、我慢するよと、22年4月からは正式に出せる状況になると僕は思うものだから、そういうふうにおっしゃっていただければ、特例は適用しないというふうなことでおさめたいんですけども、いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） いいですか、はい。何か、それでは、今、青木委員からもお気持ちを述べられたんでありますが、この際、ちょっと1年我慢していただいて、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」については、特例に関する法律を適用しないということにいたしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） はい、では、そういうことでご理解いただきたいというふうに思います。

○会長（小嶋善吉） 次に、8番目、「地方税の取扱い」について、これについてご意見がありましたらお願いをいたしたいと思います。

○委員（小倉忠一） 小倉でございます。産業界の代表ということで、一言お願いを、静岡市にお願いをしたいというふうに思っております。

このたびの合併によりまして、やはり町民といたしましても、あるいは事業所、そんなに大きい事業所があるわけではございませんけれども、非常に影響が大きいということもありまして、お願いしたいことは、一番の課題は事業所税と都市計画税でございます。もちろん、事業所税に関しましても都市計画税にいたしましても、由比町にとりましては初めてのことでございますので、非常に影響が大きいわけでございます。そんなことで、でき得れば、この地方税の取扱いについての特例法を適用しないというふうにはなっておりますが、でき得れば、そうした事情もお含みをいただきまして、でき得れば特例の、5年間の特例というものを認めていただきたいということが産業界としての皆さんの意見でございます。蒲原におきましても、合併するときには特例を、ご理解いただいたということもございますので、ぜひご理解をいただけたらお願いをしたいということで、私の方からお願いさせていただきたいと思います。

○会長（小嶋善吉） ただいまの「地方税の取扱い」について、ご意見がございましたらどうぞ。

○委員（豊島智江） 豊島でございます。

私も、今、小倉委員からも出ましたけれども、前回の合併協のときにも、一番に都市計画税、これが一番のネックでございました。やはり、私たちの会にも農家の方たちがいっぱいまして、この都市計画税に対して、それが不安で合併に対する反対の意見も確かにありまして、まだそれも根強くあるように思います。でもこれを、ほんと特例を認めていただくのはちょっと、本当にお願ひするにはと思いましたが、この5年間、不均一課税をしていただきまして、その徐々という中で町民の心配、不安を少しでも和らげたらと思ひまして、ぜひこちらの方をお願ひしたいと思ひます。

○会長（小嶋善吉） ほかにご意見はございますか。

うん、これね、一応今日は皆さんの意見だけ聞いておきましょう。それで、ただね、この問題だけをとらえますと、由比の皆さんの負担がうちと一緒に増えるというのは、僕は事実だというふうに思いますが、例えば漁港の負担金がなくなりますよね。それとか、いろんな静岡市

がやっていて、清水市・蒲原・由比町がやっていないような福祉制度というのもあります。それはプラスになる部分もある。そういうものをトータルでちょっと考えてみないと、ただ一方的に負担がふえるということを言われたんじゃ、我々の方がちょっとつらいというのも実はあります。今、事務局に指示をしてあるんですが、もし合併をした場合に、そういう意味で由比の町民の皆さんが今まで負担していたものがなくなったとか、サービスがふえるとかいうものについては、しっかりやはりこの場でね、委員の皆さんに知っておいていただきたいと思えますし、それをこれからちょっと我々の方で精査して出させていただきたいというふうに思います。

そういう意味で、そういうことで、とりあえずこの部分については、あと1人2人意見を聞いて、次回、再度決めていきたいというふうに思っております。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉）　そうですか、私が1人でしゃべってしまったものですか、静岡の方はないそうであります。

それでは、そういうことで、8の「地方税の取扱い」について、これは非常に大事な問題であります。今の小倉委員、そして豊島委員のご意見を踏まえて、次回、また我々の方からも意見を述べさせていただきたいと思えます。その上で決めさせていただきたいと思えます。

○会長（小嶋善吉）　それでは、次に9番目の「一般職の身分」についてでございますが、ご意見等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉）　いいですか、いいですね。それでは、これはもう全然問題ないようではありますが、一応正式にお諮りいたしますが、「一般職の身分」についてであります、すり合わせ方針どおり、「由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。」ということによろしゅうございますね。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉）　はい、ありがとうございました。

○会長（小嶋善吉）　次に、10の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」について、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

○委員（青木仁）　私たちの議会の中でも、前回もこの問題について協議いたしましたけれども、ぜひ前々回の、2年前ですか、協議会では自治区まで認めていただいて、これを蹴ったということは非常に残念でございます。私たち非常に責任を感じておりますけれども、今度も、自治区ということはなくして、やはり審議会はぜひお願いをしてこいよと、激変緩和のためには、これがなくては我々も町民に対して責任が果たせないじゃないかというようなことを大変

言われておりますので、ぜひこの辺の審議会につきましてはお認め願いたいなどかように思います。

○会長（小嶋善吉） これにつきまして、ほかにご意見がございましたらご発言をお願いします。

○委員（鈴木和彦） 鈴木です。

事務局からもね、冒頭説明がありましたけど、例えば特例債が何十億かあって、その実施計画をつくって、それを地域の皆さんがしっかり見守っていくということがあれば、これは大事なことだと思うんですけど、今回の場合ほとんどないわけですよ。地域の要望を、どこにしてもそんなんですけど、各地域の要望は要望としてあると思いますけどね、その審議会としての位置づけをしなくても、私は十分ね、その対応ができるというふうに思っています。ですから、最初、冒頭、事務局案があったように、この地域審議会ということではなくて、地域の皆さんでまたお考えをいただくということでどうでしょうかね。

○委員（横尾泰治） 由比町の横尾です。

これも、すり合わせの案では地域自治区、地域審議会を設置しないということになっているわけですね。今、鈴木委員の方からも説明があったんですが、これは事業のフォローじゃなくて、合併すると、やはり不安が住民から出てくるわけですね。先ほど来、いろいろと話が出ていますけれども、由比町は今まで、明治20年ですかね、町制が施行されて、22年ですか、120年近くたつんですが、ずっとこう単独の町できたわけですね。合併の経験がないわけです。そういうことで、やはり合併に対しての不安を町民は持っているわけですね。今、合併の推進派の議員がいるんですが、この議員の中でも地域審議会、これについては設置の強い要望があるわけです。我々合併協の委員になっておりますけれども、町民からも、この地域審議会は不安を解消するためにぜひ設置してもらえと、設置してもらいたいと熱いそういう要望があるわけです。そういうことで、この地域審議会についてはお認めをひとつ願いたいと思いますけれども、ひとつよろしくをお願いします。

○委員（藤浪二美雄） すみません、町民の皆さんの不安がというお話があったものですから、私からちょっと一言申し上げたいと思います。

私は清水区なんです。やっぱり静岡と合併するときに大分不安がありました。どうなっちゃうじゃないかと、我々の意見なんて聞いてくれないんじゃないかというような気持ちもあったんですが、自治会を中心に地区でイベントや何かをやりますとね、市長さんがここにいますけど、市長とかあるいは議長さんなどが年中来てくれまして、自治会といろいろディスカッションしながら意見交換して地域のことを理解してくれると、それで逆に何年かたつたときは、市長とか議長の方から、もっとあんたたちはこうしたらいいじゃないかと、地域のためになるんじゃないかというようなアドバイスも受けました。そういう意味では、当初は不安があるかもわかりませんが、あえて申し上げると、全然そんな不安はないよということを申

上げたいと思います。

○委員（剣持邦昭） 剣持ですが、横尾委員のご心配のご指摘、よくわかります。そういう中で、今、藤浪さんの方から、いや、その不安は現実にはなかったよというお話もあったわけですが、市長を含めて非常にきめ細やかな住民の声を聞くというのを市でやっております。例えばタウンミーティングとか、あるいは区民懇話会とか、その他いろいろ町内会の組織ですね、そういった横の連携の中で市長と自治会組織とか、あるいは議会との話し合いとか、そういうものを今までやっているわけですね。ですから、心配される向きはよくわかるわけですがね、そういった中で十分私は、地域審議会という、やっぱりその屋上屋を重ねるような、ぜひひとつ、またそういった意味では由比の中からも議員をまた選出していただくようなあれをしてもらってね、なるべくそういうのは今の形で十分対応しているのではないかなと、対応できていると私は思っておりますが。

ご心配の向きはわかりますが、ぜひそういうことで、合併効果というのは、やはり行政改革を含めたそういう組織の簡素化ということもやっぱり一方叫ばれておりますので、ご理解をいただければありがたいんですが。

○会長（小嶋善吉） ほかにご意見。

○委員（市川源一） 静岡市の市川です。

今の合併後の生活とかその他につきましての、つまり地域審議会を設置してくれという話、よくわかります。わかりますけれども、今、皆さんのおっしゃったように新しくなられる方々、新しく嫁に来られる方、そうした人たちの身分その他はしっかりと私どもが把握しているし、それからしっかりかわいがってやろうという気持ちが非常に強いんですよ。だから、皆さんが不安になるようなことは絶対ありません。かえってね、そういうのをつくるよりも、そうしたものを、日常生活の不安があったら自治会の方でしっかりバックアップしますからね、すべてそうしたことで解決できると思いますので、どうかひとつご不満のないように、もう本当に助かるなという気持ちでぶつかってきてください。お願いします。

○会長（小嶋善吉） では、私の方から一つ。やっぱり最初の、その今言われた気持ち、不安な気持ち、よくわかります。もうご存じだと思いますが、蒲原町には地域審議会というのを設置してあります。目的は、まちづくり全般ということよりも、合併建設計画、蒲原町にかわる、これはやはり着実に遂行していくのをちゃんとフォローしていくというか、そういう意味で、いろんな審議をやっていく上で蒲原町全体の意見をやっぱりまとめなきゃいけないという場合もあるものですから、そういう意味で実は蒲原の地域審議会をつくらしていただいて、今、機能しているというふうに思います。これも10年ですけども、ここにも蒲原の方がいらっしゃいますが、10年たたないうちに役割は終わってしまうんじゃないかなと。というのは、もうご存じのように自治会組織とか商工団体とかいろんな団体があります。これが直接区の行政、市の行政に言えるような形になっておりますので、由比の方もそういう中で、そういう中に入

っていきますから、余りそういうのがあると、まさに屋上屋になってしまうということも実はありまして、全体を円滑に行政を推進していく上では、できればない方がいいというふうに僕は思ってます、僕の経験からしましてね。

ですから、今、藤浪さんや市川さんがおっしゃったように、やはり一刻も早く新しい市の一員として、それぞれの立場でスムーズに言えるような、そういう中でやっていただくと、それが一番やはり早く一体感を持たせていくためにはいいことではないのかなというふうに実は私も思っています。ですから、今から、まだわからないのに不安がないようにというのも無理かもしれませんが。その辺は我々が最大限努力をしていくし、また、お互いに協調してやっていければ解決する問題ではないかなというふうに思っていますが、これも、ちょっとここでその議論をしても平行線ですから、もう一回、大体問題点が、お互いに知られたと思いますので、これも今日すぐに決めなきゃいけない問題でもないようでもありますので、後日またね、勉強し合って、議論いたしましょう。持ち帰り、はい。

以上で、法による特例項目のうち「合併の期日」は後ほどまたやります。法による特例項目のうち「市議会議員の定数及び任期の取扱い」、「農業委員会の定数及び任期の取扱い」、「一般職の身分」については決定いたしました。あとは、今後また議論していくということにさせていただきます。

○会長（小嶋善吉） 次に、一般項目について、この際ちょっと時間が迫っておりますが、事務局から説明をしてください。

○事務局 説明させていただきます。

13の「使用料、手数料等の取扱い」についてご説明をいたします。資料の3-6ページをござらんください。

使用料とは、地方自治法の規定に基づきまして、行政財産、つまり庁舎、学校、道路等の公用または公共の用に供するものにつきまして、目的外での使用を許可した場合や、公の施設、つまり公民館、体育館などのように住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を利用した場合に徴収するものでございます。手数料とは、地方自治法の規定に基づきまして、住民票の写しの発行や印鑑証明など特定の者に提供する役務に対して徴収するものでございます。

3-7ページには主な手数料を記載してございます。戸籍や住民票の関係、または税関係の手数料は若干違いはあるものの、おおむね同様であると考えられます。ただし、家庭のごみ処理につきましては静岡市では無料でございますが、由比町では有料でございます。指定ごみ袋に手数料を含んでおります。この件につきましては、25番目の項目であります「清掃事業の取扱い」にも関連いたしますが、有料となっているごみ処理手数料につきましては、静岡市の制度に合わせる取扱いになるものと考えております。使用料、手数料につきましては、編入合併ということで、基本的には静岡市の方式に合わせることとなりますが、東海道広重美術館、

それから由比本陣記念館などの由比町独自の施設についての考え方としましては、負担の公平の原則から、同一または類似の施設の使用料や手数料等については、今後、適正な額を検討していく必要があると考えられます。したがって、基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案は、「静岡市の制度に統一する。ただし、由比町独自の施設の使用料等は、当分の間、現行のとおりとする。」としてございます。

資料の3-8ページをご覧ください。

14の「国民健康保険事業の取扱い」についてでございますが、1の保険給付の現況です。これは表のとおり、給付割合、出産育児一時金、葬祭費のいずれにつきましても両市町で同じ内容となっております。次に、保険料の現況につきましては、賦課方法が静岡市は保険料、由比町は保険税と異なっていること、由比町では、当初の保険税について、一昨年の所得に基づいた仮算定方式を採用しているほか、保険料・保険税の率につきましても、医療分、介護分の内訳がご覧のとおりそれぞれ異なっている状況でございます。1人当たりの保険料につきましては、医療分では静岡市が8万4,100円、由比町が8万5,215円、介護分では静岡市が2万6,254円、由比町が2万6,656円でありまして、静岡市の方が若干低い金額となっております。また、医療分の賦課限度額については静岡市の方が低い金額となっております。基本的な考え方に基づくすり合わせ方針は、「静岡市の制度に統一する。」としてございます。

3-9ページをご覧ください。15番の「組織及び機構」についてご説明いたします。

静岡市は、政令指定都市への移行に伴いまして、地方自治法の規定に基づき三つの行政区に区の事務所を設置しております。1に記載のとおり、本庁は全市に関係する基本的な方針や政策的な意思を決定し、区役所はその方針に基づき事務事業を実施しております。区役所における業務についてでございますが、市民生活にかかわりの深いサービスの提供を行うとともに、住民に最も身近な行政機関として、戸籍、国保・年金、税金などの業務のほか地域振興、コミュニティづくりなどを担当しております。具体的な業務につきましては2の区役所等で実施する主な仕事は表の記載のとおりでございます。また、効率的な行政執行を図るため、清水庁舎内には福祉事務所や上下水道サービスコーナーを設置するほか、ここには記載はしてございませんが、清水区の区域を担当する都市計画事務所、土木事務所、道路整備第3課などを設置しております。

また、3-10ページですが、静岡市におけます支所の設置状況は、表に記載のとおり地方自治法の規定に基づく出張所を3カ所設置しておりまして、それぞれ支所の呼称を用いております。なお、支所で取り扱う具体的な業務につきましては表に記載のとおりでございます。また、蒲原地区につきましては、旧役場内に支所のほか福祉関係の受付、相談窓口業務などを実施する清水福祉事務所蒲原出張所、地域特有の業務を行う生活文化局市民生活部蒲原事務所、上水道の業務を行う蒲原サービス担当を設置し、職員など約30名体制で業務を実施しており

ます。

さらに、3-11ページに記載のとおり、静岡市におきましては市内に25カ所の市民サービスコーナーを設置しておりまして、住民票の写しや印鑑登録証明書などの発行サービスを実施しております。由比町にお住まいの方には利用できる窓口が増加することとなります。清水区には10カ所、取り扱い業務については記載のとおりでございます。なお、3-12ページには、参考といたしまして、由比町から最も近い位置にございます清水区役所蒲原支所、市民サービスコーナーの設置されている興津公民館までの距離と時間を記載させていただいております。合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針は、「静岡市の組織及び機構に統一する。」としてございます。具体的に申し上げますと、由比町の組織及び機構については、静岡市の制度に合わせることであり、各課や出先機関なども統合されることとなります。

資料3-13ページをご覧ください。16番の「特別職の職員の身分」について説明いたします。

編入合併の場合、編入する市町村、ここでは静岡市になりますけれども、の特別職の職員は在任し、編入される市町村、ここでは由比町でございますが、これらの特別職の職員は全員失職することとなります。したがって、合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案は、「由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。」としてございます。ただし、議会の議員と農業委員会の選挙による委員は、特例措置があることから法による特例項目で別途ご協議いただいたところでございます。

続きまして3-14ページをお願いします。

17番の「条例規則の取扱い」についてでございますが、編入合併の場合、編入される市町村の法人格が消滅するため、由比町の条例、規則などは合併期日の前日をもって失効することとなります。したがって、基本的には、編入する市町村であります静岡市の条例、規則などを適用することとなります。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ、条例、規則などの新規制定、一部改正を行うことも想定されますことから、合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案は、「静岡市の条例、規則などを適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ、条例、規則などの新規制定、一部改正を行う。」としてあります。

資料の3-15ページをご覧ください。18番の「公共的団体等の取り扱い」についてでございます。

次ページにわたりまして、由比町の区長会や社会福祉協議会、商工会など主な公共的団体を掲載してございます。合併新法第65条第7項では、合併後、旧市町村単位で各種の公共団体が存続することは一体性の確立の面で好ましくないという観点から、区域内の公共的団体などは、合併に際しまして、その統合整備を速やかに図るよう努めなければならないとされてお

ります。したがって、各公共的団体のこれまでの経緯や実情等を十分に尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めることになり、合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案は、「合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努め、可能な限り合併時に静岡市の当該団体に統合するものとする。」としてございます。

3-17ページをご覧ください。19番の「補助金・交付金等の取扱い」についてでございます。

各団体等が行う事業や事務に対する助成、奨励のため、公益上の必要がある場合に支出をしております。主な補助金につきましては3-26ページまでに列挙してございますが、静岡市の補助金につきましては、一部のみを抜粋して掲載してございます。なお、両市町では、同様の補助金につきましては極力並べて記載するようにしております。合併協議に当たっての基本的なすり合わせ方針案は、「静岡市の制度に統一する。」としてあります。

3-27ページをお願いいたします。20の「行政連絡機構の取扱い」でございます。

これは、表に記載のとおり、自治会、区長会とそれぞれ名称が異なりますが、公共的団体などの取扱いと同様に、合併後の一体性の速やかな確立に資するため、それぞれの組織のこれまでの経緯や実情などを十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努める必要があることから、合併協議のすり合わせ方針案は、「静岡市自治会連合会に統合する。広報紙の配布などの行政連絡事務については、静岡市の制度に統一する。」としてあります。

3-28ページをお願いいたします。

21の「町・字名の取扱い」についてでございますが、由比町は静岡市清水区に編入することになるため、同一または類似の町・字名があるかどうか確認をいたしました。該当はありませんでした。そこで、合併協議に当たっての基本的な方針案は、「由比町の町・字名は、清水区を冠したうえで、原則として現行のとおりとする。ただし、合併に際し、由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。」としてあります。

3-29ページをご覧ください。22の「各種福祉制度の取扱い」でございます。

主な福祉制度として、児童福祉、高齢者福祉、介護保険と障害者福祉を分類して、3-35ページにわたり掲載してございます。制度の内容が異なる主なものとして、3-29ページ、児童福祉の公立保育園保育料や、放課後児童クラブの保護者負担金、3-30ページ、最上段に記載の高齢者福祉の敬老祝金などがございます。また、中段に記載の介護手当、はり・きゅう、マッサージ費用助成、3-31ページの紙おむつ支給事業など、実施の有無など異なるものもございますが、これらは静岡市の制度に統一することにより、総体的には由比町の住民サービスの向上につながるものと考えております。合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案は、「静岡市の制度に統一する。」としてございます。

3-3 6 ページをお願いします。2 3 の「慣行の取扱い」についてでございます。

これは、表にございますように市町の木、花、鳥や姉妹都市、友好都市などでございます。編入合併であることから、合併協議に当たっての基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案は、「静岡市の制度に統一する。」としてございます。

3-3 7 ページをお願いいたします。2 4 の「保健衛生業務の行の取扱い」についてでございます。

3-4 4 ページまでにわたりまして、保健所業務、主な保健衛生業務、保健福祉センターなどでの主な教室や健康相談事業など精神保健福祉センター業務の主なものを分類して掲載してございます。このうち保健所業務は、中核市及び保健所政令市として静岡市では以前から実施をしており、由比町については県の業務として実施をしております。したがって、合併した場合は、当然、由比地区の業務を静岡市保健所清水支所が引き継ぐことになり、合併協議に当たっての基本的な方針案は、「静岡市の制度に統一する。」としてございます。

3-4 5 ページをお願いいたします。2 5 の「清掃事業の取扱い」についてご説明いたします。

1 2 番の「一部事務組合等の取扱い」の協議結果にもよりますが、庵原郡環境衛生組合が存続する場合は、由比町の区域のごみの焼却処理及び最終処分、並びにし尿処理につきましては、当分の間、現行のとおりとすることも考えられますし、解散の場合は、静岡市の施設において処理することも考えられます。ごみの収集方法については、3-4 6 ページ、4 7 ページのとおり、静岡市では区ごと、地区ごとに異なる項目もございます。一部事務組合の取り扱い方針が出されない現時点では、具体的な方法は、すり合わせの中で調整するものとし、合併協議に当たっての考え方は、「静岡市の制度に統一する。」としてございます。

3-4 8 ページをお願いいたします。

2 6 の「各種産業制度の取扱い」でございますが、主な融資制度や利子補給制度などを記載してございます。合併協議に当たっての方針案は、「静岡市の制度に統一する。」としてございます。

次に3-5 1 ページをお願いいたします。

2 7 の「教育制度の取扱い」でございますが、公立の小中学校における学校給食の状況や、社会教育施設として公民館及び図書館の状況、現況、次の3-5 2 ページには、主な相談事業を掲載してございます。合併協議に当たりましての方針案は、「静岡市の制度に統一する。」としてございます。

3-5 3 ページをお願いいたします。

2 8 の「消防団の取扱い」についてでございますけれども、現況は1の表のとおりでございます。なお、静岡市の3消防団は平成20年度に統合予定でございます。また、報酬などは条例で定められておまして、その額は2の表に記載のとおりでございます。消防団の取扱いに

つきましては、18番の「公共的団体等の取扱い」と同様に、合併後の一体性の速やかな確立に資するため、それぞれの団体のこれまでの経緯や実情などを十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努めるものとされていることから、すり合わせ方針案は、「静岡市消防団に統合する。」としてございます。

3-54ページをお開きください。

29番の「上水道事業の取扱い」についてご説明いたしますと、業務の概要は1の表に記載のとおりとなっております。水道料金は、静岡市の静岡地域、清水地域、蒲原地域と由比町における口径別または用途別の基本料金、従量料金が2の表のとおりとなっております。水道料金につきましては、現在、静岡市において、合併により1市3制度となっておりますが、平成20年度には一元化の予定であることから、合併協議に当たってのすり合わせ方針案は、「静岡市の制度に統一する。」こととしてございます。なお、静岡市では、水道の使用開始・中止の届出は窓口のほか電話やインターネットで手続きができることとなっております。

3-56ページをお願いいたします。

30番の「下水処理事業の取扱い」についてでございますが、現在、静岡市では、市街化区域については公共下水道、市街化調整区域や都市計画区域外については、農業集落排水施設または浄化槽による下水処理を基本とした整備を行っております。一方、由比町では、公共下水道が整備されていないために浄化槽等による下水処理となっておりますが、今後の取り扱いといたしましては、合併後の静岡市全体の均衡を保ちつつ、市民サービスの向上を図ることを目指して、地域の実情に適した処理方法を検討することとなりますので、すり合わせ方針案は、「合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。」としてございます。

最後に、31番の「各種事務事業の取扱い」につきましてでございますが、特にここで取り上げる案件がございません。一応、基本的にはすり合わせ方針案は「静岡市の制度に統一する。」としてございます。

以上でございます。

○会長（小嶋善吉） それでは、順次いきたいと思えます。

まず、12の「一部事務組合の取扱い」につきましては、これは合併の期日が決まらないとちょっと協議できませんので、後でまた協議をさせていただきたいと思えます。

13の「使用料、手数料等の取扱い」について、ご意見ございますか、これはよろしいですね。

○委員（青木仁） この一般項目につきましては多岐にわたっておりますし、私から提案をさせていただきたいと思えますけれども、第1回の合併協議会においては、今回の合併は編入合併であって、各協議項目においては、基本的には静岡市の制度に統一すること、また、協議会を可能な限り早期に進めることを確認してございます。よって、今回提出されております資料内に、基本的な考え方に基づくすり合わせ方針案が示されておりますので、この確認を協議会

を進めていただき、スムーズな協議を提案したいと思いますが、いかがでございましょうか。

○会長（小嶋善吉） ありがとうございます。

それでは、一般項目は、今、お話ししましたように12から31までありました。このうち12につきましては、一部事務組合のこのことについては、合併の期日が決まりませんとちょっと議論できませんので後回し。そして、15番の「組織及び機構」につきましても、これは支所についての考え方が、後でそちらからお話があるかと思しますので、これも後でちょっとまた議論します。その他の13、14、16、17、18、19、20、21、22から31までであります。これはすり合わせ方針案どおり「静岡市の制度に統一する。」ということにいたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） はい。ただ、いろいろ補助金の制度を静岡市の制度に統合するんですけども、少しずつ、その後、細かいすり合わせを、この後、合併が決まればやると思いますが、その中で経過的な措置とか、そういうことが個々にはたくさん出てくると思しますので、基本原則として静岡市の制度に統一するというご理解をいただきたいと思ひます。よろしいですね。

○会長（小嶋善吉） それでは、15の「組織及び機構」につきまして、これを、じゃあちょっと先に協議をしてご意見を伺っておきたいというふうに思ひます。ご発言をお願いいたします。

○副会長（望月俊明） 副会長の望月でございます。

「組織及び機構」の項目につきまして、一言、由比町の立場としてご意見を申し上げさせていただきます。

結論的に申し上げますけれども、現在の役場に支所等を設置していただきたいということをご要望申し上げます。

これにつきましては、私たちは合併は行財政改革、目的であります。しかしながら、その影には住民生活に支障を来すようなことが起こらないような配慮をしていただくということが非常に重要ではないかと私は思っております。そういうことによりまして、合併によって役場が遠くなる、役所が遠くなるといったような印象を、できる限り住民に与えない配慮を静岡市さんの度量の中でお願いしていただきたいなというふうに私は思っております。支所を設置することによりまして、私たちの日常生活に直接かかわる業務、そうしたものが支所で処理できるように、ぜひご配慮いただきたいなというふうに感じております。基本的には清水区役所の蒲原支所のような形の中で設置をしていただければまことにありがたいなというふうに感じております。

由比町民にとりましては町のシンボルは役場であります。非常に長い間、この役場を心のよりどころとして、住民は役場に寄ってはいろいろなことをしてきたこととございます。したが

いまして、そうしたことの中で、ぜひ職員の配置等につきましても、役場を利用した支所の設置について、ぜひ強く要望をさせていただきたいと思っております。

また、いろいろと由比町も災害のときのために、今、直轄地すべり対策等もしているわけがありますけれども、東海地震等が、災害等も予測はされるところでございまして、そうした危機管理の拠点となるというようなことも含めると、やはりこうした役場の拠点に、特に由比町出身の職員等が配置されているということは非常に重要であるというふうに感じておりますので、そんなことを要望させていただきます。

以上であります。

○会長（小嶋善吉） ほかにご意見がございましたらご発言をお願いいたします。

○委員（豊島智江） 由比町の豊島です。

私も全く町長が言ったとおりに思っております。本当に合併協議会を新しく、2年前にできなかったのが、またこういう形でして、静岡市にお願いするのは大変心苦しいというふうに思いましたけれども、私も地域の委員、役員をたくさんやっております、町民の方々が本当に切に思っているのは、役場が遠くなるということをすごい不安に思っております。いろんな業務というところでは、近くに興津もありますし、蒲原支所もあるということで思っておりますけれども、やっぱり高齢化率も高くなりますし、私は、個人的にですけれども保健委員も兼ねてやっております。すごく、やっぱり地域のところでも保健婦がすごく働いておまして、由比町の保健センターは本当にみんなに愛されて、それから高齢者の人たちも本当に助かっております。ぜひ保健センター業務を残していただくとか、そういうことをお願いしてまいりたいと思います。

1点でございしますが、2年前の合併をできなかったとき、やはり7割以上の方は合併を推進しておりました。今回も、統一選挙の中でうちの町長を支持した人がもう80%近くということは、本当に、由比町の町民の多くは合併を希望していたということは本当の事実でございます。その中でいろんな、2年前のことを考えますと多くは望めないという私たちの、ちょっと有識者の人たちはそういうふうな考えもありましたけれども、一般町民を考えていただきまして、静岡市の一員となるという由比町の町民を、ぜひそういうことを考えていただいて、本当に心苦しいお願いではございますが、そちらの方をお願いしたいと思っております。

よろしくをお願いいたします。

○会長（小嶋善吉） ほかにご意見はございませんか。

○委員（青木仁） 私、議会の立場から申しましても、今回ここへ来るにつかまして、合併賛成の皆さんのご意見を個々に聞いてまいりました。その中で、やはり町民の不安を払拭するには、どうしても役場を置きたいと、どういう形かで結構だから、ぜひお願いをしてもらいたいということで強く言われてきております。今、豊島さんが言われましたように、福祉関係の事務所も遠くなっても困るなということで、皆さんいろんなご意見が出ておりました。中を集約

しましても、何としてもこれだけはお願いをしてこいよと強く言われておりますので、ぜひ静岡の皆さん方の、本当に大人になった気持ちで、お願いをしたいと思います。

本当に前回のことを考えますと、こんなお願いはできないのかもわかりません。また、行政改革という点からもよくわかりますけれども、その辺をぜひお願いをしたいとかように思います。

○委員（鈴木和彦） 静岡の鈴木です。

町長から度量という話もあったり、大人になってという話もあったり、豊島さんから、前回の経緯を踏まえて静岡市には心苦しいけどという話もありましたけど、やっぱりこの最初の1市2町の話の中で由比町さんに支所、それから文化センターは蒲原というふうな位置づけの中できたことは事実でありまして、ただ、行財政改革を進めていくという大きな看板の中で合併をするわけですね。ですから、やっぱりこの合併を度量で決めたり、あるいは配慮で決めたりということではなくて、やっぱり機能的に効率的に合併をして、どういう税金を使って効率的にやっていくかということをやっぴり考えなきゃいけないと思うんですね。

で、蒲原に支所があって、由比町さんに合併して支所ができて、静岡の駿河区、葵区にはそういうものは、井川を除いてはないわけですよ。ずっと合併をしながら、安倍6カ村の場合にも支所はもう現在置いてありませんしね、そういうこともぜひ由比町の町民の皆さんもお考えをいただいて、何でもかんでも支所ということではなくて、ぜひ私ども、これは持ち帰って検討しなきゃならないことだと思いますけど、その辺も配慮を逆にいただいてね、蒲原町さんには支所がきちっと置いてあるわけですので、そこを活用しながら、由比町さんの町民の皆さんの意見を集約するにはどういうものができるかということのまた歩み寄りも、ぜひお願いしたいというふうに思います。

○会長（小嶋善吉） 双方のご意見、出尽くしたようであります。これはなかなか一気に両方が納得するような形になるのは、これからの議論次第だと思います。ですから、これはお互いに今、この問題についての意見を、初めてこういう場で生で言い合ったわけで、それぞれ持ち帰って、また再度これから議論していきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○副会長（望月俊明） 一言よろしいですか。望月でございます。

今、鈴木委員さんが言われるとおりの、やはり幾らこういう話し合いの中でも、度量だとか配慮だとか、それで決めていってはいけませんよと、あくまでも行革の中でやはりやる必要がありますよというようなご意見、もっともだと私は思っております。

ただ、由比町の長い歴史の中でのその町のあり方、また、小さな町で過ごしてきた町民の心の持ち方、それがやはりなかなか静岡市の皆さん方に理解していただくには、私もどのような説明をしたらよろしいのか非常に苦慮するわけでありましてけれども、小さな町は小さな町なり、やはり一つの役場を心のよりどころとして長くやってきた、その歴史は合併によって一変して

しまうということについて、やはり合併後に住民の不満等が噴出したときに、私は、それらのことについてはできる限り避けて、合併はやはり行政改革、しかし、それを起こすためにどうしてもデメリットとして起こり得る住民生活の不便さを、こうした法による特例項目といったような形の中でのいろいろな協議が合併協議の中で行われるものと思っております。

由比町の高齢化率は27.44になっております。ひとり暮らしの老人の方、また老人だけで暮らしている世帯、300近く両方ともあるわけでありましてけれども、こうした人たちが、これから由比町のその役場がなくなったときに、どのような形でこの役場の跡を利用していくかということについて非常に心配をしていると思っております。私はそうしたこと、特に高齢化率の高い由比町の住民の将来のことを考えたときに、やはり何としてもこの支所は、静岡市さんのやはりお認めをいただきまして、私たちが清水区の一員としてこれからなるわけでありましてけれども、できる限りのこうした由比町に対する思いを委員の中で、この委員会の中で、協議会の中で話し合っていたいただいて、由比町の気持ちを汲んでいただきますよう重ねてお願いをしておきたいとこんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長（小嶋善吉） それでは、しばらく休憩しまして、7分ぐらい、35分ちょっと再開ということ。

（休 憩）

○会長（小嶋善吉） それでは再開をさせていただきます。それでは協議を再開いたします。

合併の期日を再開後に議論するということになっておりますが、これについてご意見を願いたいと思います。

○副会長（望月俊明） 望月でございます。

合併の期日について少し申し述べさせていただきます。

由比町としては、先ほども申し上げましたようにいろいろな行事を抱えているということと、線引き作業を確実に終え、また、それらに対する評価、また町民に対しての説明会等々を考え、余裕を持って進めるについては平成21年の1月の1日をお願いしてきたところでございますが、静岡市さんと話をさせていただいた中において、一般選挙等も控える、そうしたことに對する、市民に対する周知等の期間を要するというようなこと、また、定例会に付議するについてのいろいろな諸事案のことを含めて考えていきますと、由比町は由比町としての考え方を持っておりますけれども、静岡市さんの希望する平成20年11月1日で私はよろしいかと考えております。

○会長（小嶋善吉） 今のご発言がございましたとおりであります。平成20年11月1日ということにしたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） はい、それでは合併の期日は平成20年11月1日ということで決定を

させていただきたいというふうに思います。

そして、ただいま協議が調わなかった項目、地方税の取扱い、そして地域審議会についての問題、そして組織機構の中での支所の問題、そして一部事務組合等の問題につきましては、次回、継続協議といたしまして次回の決定にしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○会長（小嶋善吉） そして、次に合併の期日が決まりましたので、議題の4に入っていきます。「静岡市・由比町合併基本計画の中間素案」につきまして、事務局から説明をいたします。

○事務局 「合併基本計画の中間素案」につきましてご説明をいたします。

両市町の担当での調整、県との事前調整を経て提出をさせていただきました。別資料の「静岡市・由比町合併基本計画」の表紙を1枚めくっていただきまして、目次をご覧ください。このうち、本日、委員の皆様にお示しする内容は、作成作業の都合によりましてローマ数字のⅠの「基本計画の概要」から、Ⅴの「公共施設統合整備の基本的考え方」までとさせていただきます。なお、ローマ数字のⅥの「県事業の推進」、及びⅦの「財政計画」につきましては、今後、両市町担当及び県との調整をいたしまして、次回第3回にお示しさせていただきます。

それでは基本計画、由比町の関連事業をご説明いたします。

資料の1ページをごらんください。Ⅰの「基本計画の概要」といたしまして、計画の趣旨は記載のとおり、法定計画として、静岡市と合併後の由比地区の整備を総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定めるとともに、これに基づくまちづくり計画を策定し、合併後の速やかな一体化と均衡ある発展を図ろうとするものでございます。計画の期間は、合併年度からおおむね5年間と記載してございますが、先ほど合併の期日が決定したことから、平成20年度から24年度までの5年間となります。

2ページの「合併の必要性と効果」におきましては、静岡市と由比町は住民の日常生活圏、経済圏を一つにしており、生活実感からは既に同じ町と言える状況であるため合併が必要であること、この合併は住民の利便性の向上、サービスの高度化、多様化、広域的視点に立ったまちづくりが展開できる効果をもたらすことを記載してございます。

4ページと5ページの「まちづくりの基本方針」におきましては、一体的なまちづくりを行うこと、由比地域の産業、観光の現状や課題を、さらに由比地域の北部、南部に分けた特性と、それぞれの土地利用の方針を記載してございます。

そして6ページの「まちづくり計画」で構成をされております。

なお、7ページから12ページまでの各分野ごとにつきましては、計画策定の基本方針のとおり、主として由比町の区域で行われる事業を基本にまとめてあります。また、前回の協議会での、なるべく早い時期の合併要望のご意見を受け、由比町の総合計画を尊重し、平成20年度から24年度までに実施される見込みの事業を登載してございます。

以上、合併基本計画中間素案の概要につきましてご説明をいたしました。

引き続き、由比町関連の主要な事業につきまして、由比町のまちづくり課長から説明をいたします。

○事務局 由比町役場のまちづくり課の久保田と申します。

ただいま、久朗津事務局長から説明がありましたとおり、私の方から主要事業について説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

7ページをごらんください。

第1は「健康・福祉」の項目となります。少子・高齢化の進展や、就労女性の増加などの社会情勢から、子供たちを安心して産み、育てられる環境づくりが必要であります。そのような中で、子育て支援の推進事業として3点掲げております。一つ目は、現在2園あります保育所の運営であります。住民ニーズに対応したサービスの提供、安心して子供を預けていただける環境の充実に努めます。次は児童館です。遊びを通して子供たちの健全育成を進めること、また、地域の人たちとの交流を推進いたします。三つ目は放課後児童クラブの運営です。子育てと就労の両立を支援するため、充実した運営に努めてまいります。いずれにいたしましても、少子化が進む中、地域の子供は地域の宝であります。万全を期してまいります。

次は救急医療対策事業です。地域内の医師の協力を求め、夜間の救急患者の対応を実施するものです。また、あわせて地域の拠点病院であります町立蒲原総合病院におきましても救急業務を担っておりますが、救急医療は住民が安心して暮らすための条件であります。その環境の整備は大変重要なものととらえております。

8ページをお願いします。第2の「文化・学習」の項目であります。3点事業を上げております。1点目は教育施設の整備ですが、主な事業は由比中学校の管理棟の建替えです。建築以来53年が経過し、耐震上も問題が生じておりますので、2カ年継続して建設事業に取り組むものです。一つ飛ばさしていただきまして、スポーツ拠点づくり推進事業です。国の選定を受けまして、当地で10年間、全国少年少女スポーツチャンバラ選手権大会が開催されております。この開催を支援していくものを掲載させていただきました。

9ページに入ります。「生活環境」の項目です。まずは生活排水対策ですが、当面は合併浄化槽の設置促進をもって清潔で快適な環境を整備するものであります。続いて上水道事業です。水は人間の営みにとって欠かせないものでありますので、良質な水を安定的に供給する必要があります。よって、従来から予定してまいりました老朽化の著しい上水道施設の抜本改修を行うとともに、水道管の計画的な切りかえ整備を推進するものであります。次は、想定されます東海地震に備え、水利の確保を図る観点から耐震性防火水槽を整備する計画です。次の治山事業と河川改修事業ですが、災害発生の未然防止など必要に応じた対策を講ずるための事業を掲載させていただきました。

10ページをお願いします。第4の「産業・経済」の項目です。ご存じのとおり静岡県は東西に長い県であります。また、首都圏と中京圏の中間に位置していながら、多くの人たちが通

過してしまうだけの県と言われてまいりました。ところが自然へのこだわりや食に対する関心、人間の価値観が変化してきました。県内自治体の各方面からの施策の展開も功を奏し、交流人口は増加しております。当町におきましては、長い間、多額の予算を投じ漁港の整備を推進するとともに、水揚げされた産物は一生懸命PRに努めてまいりました。そのことから、来町者は増加を続けております。住民の懸案でありましたこの漁港も、近く完成をいたします。新たな交流拠点として成長することを大いに期待しているところです。以上のような意味合いから、産業・経済の項目におきましては四つの事業を計上させていただきましたが、説明といたしましては、最後の間伐材の漁礁設置事業についてのみ説明いたします。釣り船、遊漁船業になりますが、この営みをしている漁業者がおります。山林の間伐材を海に沈めて魚のすみかにしていこうという事業であります。

続いて11ページをお願いします。「都市基盤」です。事業としては、道路の整備とバス路線の維持対策事業を掲載しております。道路の整備につきましては、主要幹線につきまして県道の整備、生活道路につきましては既存路線の拡幅改良の継続事業などを掲載いたしました。また、バス路線維持につきましては、不採算バス路線の存続とコミュニティの向上を図るため、住民に重要なバス路線を維持していく事業であります。

12ページをお願いいたします。第6の行政です。国際化の推進事業を1点掲載させていただきました。具体的には、中学生など若い世代において国際感覚を身につけていただきたい、そのような事業を積極的に推進すべきとの考えから国際化の推進事業を掲載させていただきました。

終わりになります。13ページですが、1から6までの分野ごとの概算事業費です。ソフト事業につきましては経費を除いております。ハード事業の経費のみの掲載です。また、一般会計のみならず水道事業にかかる特別会計分も加えておりますので、ご承知をお願いしたいと思います。

以上、合併基本計画におきます主要事業について説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○会長（小嶋善吉） ただいまの事務局の説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それぞれ由比の皆さんにとっては、大変身近な重要な問題ばかりだというふうに思います。

それではお諮りします。ただいま提案されました「静岡市・由比町合併基本計画の中間素案」につきまして、合併後の由比地域の役割やまちづくりの方向性及び実施事業など、原案どおりとして進めさせていただきますが、よろしいですね。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） はい、ありがとうございました。

なお、事務局の説明にもありましたとおり、この計画のうち、県実施予定事業及び財政計画につきましては、次回の協議会で提案をされますので、これらをご協議し、静岡市・由比町の合併基本計画として決定をしていただきたいと思いますと思っております。

ご協力ありがとうございました。一応、以上をもちまして本日の協議を終了とさせていただきます。

次回、第3回の合併協議会は、10月9日火曜日、新装になりますホテルアソシア3階で行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、これもちまして本日の協議会を閉会いたします。